

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

福島県病院局

- 福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程
- 福島県病院局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程
- 福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程

福島県病院局

八 一 一

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月27日

福島県病院事業管理者 挾 間 章 博

福島県病院局管理規程第1号

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第10中「放射線技師」を「及び放射線技師」に、「薬剤技師」を「及び薬剤技師（以下「薬剤部長等」という。）」に改める。

別表第11の12の表以外の部分中「職員」の下に「及び同病院において勤務する薬剤部長等の職を命ぜられている職員」を加える。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（病院経営課）

福島県病院局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月27日

福島県病院事業管理者 挾 間 章 博

福島県病院局管理規程第2号

福島県病院局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

福島県病院局職員安全衛生管理規程（平成16年福島県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第6号までを次のように改める。

様式第1号(第8条関係)

衛生管理者選任報告書

機 関 名					職 員 数
部 (課) 名		職名		氏名	
選 任 年 月 日	年 月 日				
上記のとおり報告します。 年 月 日 病院局統括安全衛生管理者 様 機関の長					

備考1 選任報告書には、衛生管理者免許証の写しを添付すること。

2 提出先は、病院経営課長とする。

様式第2号(第10条関係)

衛生推進者選任報告書

機 関 名					職 員 数
部 (課) 名		職名		氏名	
選 任 年 月 日	年 月 日				
経 歴 の 概 要					
参 考 事 項					
上記のとおり報告します。 年 月 日 病院局統括安全衛生管理者 様 機関の長					

- 備考1 「経歴の概要」欄には、資格に関する学歴、職歴、勤務年数等を記載すること。
- 2 「参考事項」欄には、新任、改任等選任の理由を記入し、解任及び死亡による選任のときは、前任者の氏名及び解任又は死亡の年月日を併記すること。
- 3 提出先は、病院経営課長とする。

様式第3号(第13条関係)

作 業 主 任 者 選 任 報 告 書

機 関 名					職 員 数	
部 (課) 名		職名		氏名		
免許・講習の区分	免許()級講習	免許番	証(修了証)号	第 号	交付者	
作業設備の概要等						
選 任 年 月 日		年 月 日				
参 考 事 項						
上記のとおり報告します。 年 月 日 病院局統括安全衛生管理者 様 機関の長						

備考1 「作業設備の概要等」の欄には、設備の規模及び作業量について記載すること。

2 「参考事項」欄には、新任、改任等選任の理由を記入し、解任及び死亡による選任のときは、前任者の氏名及び解任又は死亡の年月日を併記すること。

3 提出先は、病院経営課長とする。

様式第4号(第18条関係)

衛生委員会開催状況報告書

機 関 名	開 催 年 月 日	出 席 者 数
議 題	審 議 状 況	
上記のとおり報告します。 年 月 日 病院局統括安全衛生管理者 様 機関の長		

備考 提出先は、病院経営課長とする。

様式第5号(第19条関係)

衛生委員会委員指名報告書

機 関 名		指 名 年 月 日	職 員 数
区 分	職 名	氏 名	備 考
委 員 (議長)			
委 員			
委 員			
委 員			
委 員			
委 員			
委 員			
上記のとおり報告します。 年 月 日 病院局統括安全衛生管理者 様 機関の長			

備考1 「備考」欄には、安全管理者、衛生管理者又は労働組合の推薦者等の区分を記入すること。

2 提出先は、病院経営課長とする。

様式第6号(第22条関係)

意見聴取実施報告書

機 関 名	実 施 年 月 日	出 席 者 数
意見聴取を実施した 会 議 等 の 名 称		
議 題	意 見 聴 取 内 容	
上記のとおり報告します。 年 月 日 病院局統括安全衛生管理者 様 機関の長		

備考 提出先は、病院経営課長とする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(病院経営課)

福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程をここに公布する。

令和8年3月27日

福島県病院事業管理者 挾 間 章 博

福島県病院局管理規程第3号**福島県病院事業職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程**

(職員)の駐在)

第1条 病院事業管理者(以下「管理者」という。)は、病院事業の業務に従事する職員(以下「病院事業職員」という。)を福島市光が丘1番地に駐在させ、双葉地域における中核的病院整備に係る業務に従事させるものとする。

(服務)

第2条 前条の規定により駐在する病院事業職員(以下「駐在員」という。)の服務については、この規程に定めるもののほか、福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程(平成16年福島県病院局管理規程第3号)第2条に規定するところによる。

(報告)

第3条 駐在員は、毎月10日までに、前月分の勤務状況報告書(第1号様式)を所属長に提出しなければならない。

(簿冊)

第4条 駐在員は、その駐在の場所に、次に掲げる簿冊を備え、常時これを整理しておかななければならない。

(1) 出勤簿(福島県職員服務規程(昭和52年福島県訓令第2号)第2号様式に準ずる様式によるもの)

(2) 勤務日誌(第2号様式)

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

所 属 長																
年 月 分 勤 務 状 況 報 告 書																
職 氏 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
備 考																
年 月 日																
様 職 氏 名																

注1 駐在員が2人以上の場合は、上席者が他の駐在員の分を取りまとめ、所属長に提出すること。

注2 記入の要領は、福島県職員サービス規程に定める出勤簿の記入の例によること。ただし、出勤については、押印に代え○印とすること。

第2号様式（第4条関係）

勤 務 日 誌								
年 月 日 ()			職 名			氏 名		
出勤、出張等の 状況	出勤	出張	年休	病休	その他の 休暇	特休	欠勤	出張先
本局との協議事項								
処理事務の内容等								
備 考								

- 注1 「出勤」から「欠勤」までの欄には、該当欄に○印を付し、「出張先」の欄には、出張先の市町村名を記入すること。
- 2 「処理事務の内容等」の欄には、その内容等を具体的に記入すること。

(病 院 経 営 課)